

飯島賢二の『恐縮ですが・・・一言コラム』

第 189 回 賃金の上昇気運（？）いかなる対策を...??

2007.2.18

帝国データバンクが公表した「2007 年度の賃金動向に関する企業の意識調査」によると、2007 年度に賃金改善が「ある」と答えた企業が 44.0%に上ることが分った。これは、前年の調査時の 33.4%に比べて 10.6%も高い結果となっている。同調査において注目されるのが、「賃金を改善する理由」で「労働力の定着・確保」をあげた企業が 59.7%と最も多かったことであろう。

厚生労働省の発表によると、1.06 倍と 14 年振りに 1 倍台を回復した 2006 年の有効求人倍率は、2006 年 12 月時点で 1.08 倍とさらに上昇気配。また、完全失業率も 4.1%まで低下している。こうした状況下において、「企業が労働者の定着・確保を進めていくためには、賃金改善が必要」との見方が広がっているようである。

また、厚生労働省が残業時間を減らす取組みをしている中小企業に対し、合計 100 万円の助成金を交付する方針を固めたのも、トピックスといえるだろう。

来年 4 月から導入される予定で、今国会に提出される改正労働基準法案では、月 80 時間を超す残業には 50%の割増賃金を義務付けられている。中小企業には 3 年間の猶予期間（再検討期間）が設けられているが、何としても、改正法施行前に、中小企業の労働環境を改善しておく必要があるわけで、そのための助成だとも言われている。

この助成金の対象となる企業は従業員 100 人以下の中小企業。法定労働時間を超えた労働を可能にする 36 協定の撤廃、それに伴う就業規則の変更が条件である。

その上で「総残業時間の半減」や「ノー残業デーの設置」「有休休暇の完全取得」などの労働時間削減計画「働き方改革プラン（仮称）」を都道府県労働局に提出することで、まず助成金の半額の 50 万円を受け取ることができる。

残りの半額 50 万円は、提出した労働時間削減計画を実行した上で、従業員の採用や設備投資などの努力が認められれば支払われることとなる。目標達成期間は 1 年間で、その間は労働局から残業短縮策などの助言や指導がなされるようである。

さて、皆さんの会社では、いかがなものか？ 100 万円の助成金を利用するためだけの目的で、残業を減らしたり、設備や人材などの環境を整える中小企業があるかは疑問だが、既に計画中の労働環境改善計画があれば、検討してみるのも良いかもしれない。

冒頭の調査で労働力の定着確保を目的に、賃金を改善する機運が強い。つまり賃金が上がっていく傾向が予測されるということである。中小企業も、そのための効率的改善に努力すれば、100 万円の助成をしよう...という主旨に見える今回の労基法改正案、是とすべきか否となすか、思案のしどころである。

「IKG ホームページ・飯島賢二税理士事務所サイト」より修正加筆